

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成22年3月12日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

さいたま地方法務局長 西川 優

記

氏名 古屋 健

所属する土地家屋調査士会 埼玉土地家屋調査士会

登録番号 埼玉第2254号

事務所の所在地 埼玉県飯能市美杉台5丁目17番
地ライフヒルズ飯能美杉台2番館202号室

違反行為 現地調査確認義務違反等